

減額補正について

【8 款 1 項 2 目誘致・国際経済費】

1 企業立地促進条例による助成事業（企業誘致促進事業）

△34,868 千円

（単位 千円）

	補正前の額	補正額	計
企業誘致促進事業	1,780,889	△34,868	1,746,021

(1) 事業内容

市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図り、横浜経済の活性化を促進するため、企業立地等促進特定地域において、立地した企業に対して、助成金を交付します。

(2) 補正理由

これまでに認定した事業計画について、投下資本額の確定に伴い助成金交付総額が減少したため、助成金を減額します。

【8 款 1 項 5 目中小企業金融対策費】

2 信用保証促進事業

△700,000 千円

（単位 千円）

	補正前の額	補正額	計
信用保証促進事業	1,700,000	△700,000	1,000,000

(1) 事業内容

積極的な信用保証の促進を図るため、横浜市信用保証協会に対し、本市融資制度分の代位弁済について、その一部を補てんします。

(2) 補正理由

平成 21 年 12 月に施行された中小企業金融円滑化法に基づく返済猶予や緊急借換支援資金の効果などにより、保証協会の代位弁済が減少したことから、保証協会に対する代位弁済補てん金を減額します。

<代位弁済の負担構成（無担保の場合）>

